

2019年 1月20日

厚生労働省 医療・生活衛生局
生活衛生・食品安全部 水道課 様

長崎県佐世保市稲荷町27番31号
宮野 和徳
電話：0956-31-2782

佐世保市は、石木ダム建設事業に係る2012年度再評価を原則5年経過ごとの再評価として実施したのだから、2017年度に原則5年経過ごとの再評価を実施しなければならなかった。にもかかわらず、2012年度再評価は本体工事等着手前の適切な時期にする再評価として実施したものと再評価の位置づけを意図的に改変し、2017年度再評価を実施しないまま現在に至っている。

よって、御省に対し、以下のとおり要請するものである。

【要請の主旨】

1 佐世保市は、石木ダム建設事業に係る2012年度再評価（以下、「12年度再評価」）は原則5年経過ごとに実施する再評価（以下、「5年ごとの再評価」）に該当するとして実施し、その結果を2013年3月15日御省に報告しました。

ところが、「5年ごとの再評価」の全手続終了後の相当年月経過後になって突然、同再評価は「本体工事等着手前の適切な時機にする評価」（以下、「着手前評価」）として実施したものであると“再評価の位置付け”を意図的に改変しました。御省はこの改変を容認しています。しかし、この改変は当時の事実関係に照らし誤りであることは明らかです。

よって、御省におかれては、速やかに改変を容認する御省の認識を撤回し、佐世保市に対し、石木ダム建設事業に係る「5年ごとの再評価」を直ちに実施するよう指示してください。

2 「12年度再評価」から間もなく7年が経過しようとしています。2012年当時と比較し、社会経済情勢に急激な変化等が見られ、事業の見直しの必要が生じていることも事実です。

よって、評価実施要領第2（3）の定めるところにより、御省から、佐世保市に対し、直ちに再評価を実施するよう指導してください。

【要請の理由】

1 はじめに

私は、御省に対し、長崎県及び佐世保市が共同事業として計画する石木ダム建設事業に関し、２０１７年２月７日付け及び３月１１日付けの質問書を提出した者です。

質問の主旨は、佐世保市(水道局) が実施した１２年度再評価は、「５年ごとの再評価」として実施されたものであるのに、同再評価の全手続終了後の相当年経過後になって突然、佐世保市は、「着手前評価」と位置づけて実施したものであると主張(説明)し始めました。しかし、この再評価の位置付けの改変には何ひとつ正当な理由・根拠はありません。御省がこの改変を容認するのであれば、実施要領等に則り、具体的な説明を求める、とするものでした。

要請の主旨は、２０１２年度から５年が経過し、まもなく２０１７年度を迎えるにあたり、御省から佐世保市に対し、２０１７年度に原則どおり「５年ごとの再評価」を実施するように指導してください、とするものでした。

これに対して御省から、２０１７年２月２３日付け及び３月２７日付けの回答がありました。この二つの回答の基幹部分は全く同一文です。その部分を次に引用します。

「水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目（平成２３年７月７日）において、水道水源開発のための施設の整備を含む事業については、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期又は着手後に評価を実施するものとされています。」とした上で、

《石木ダム建設事業の検証に係る検討では、平成２４年６月に「継続」の対応方針が決定し、平成２５年度から堤体工、平成２６年度からダム本体工に着手するとの見通しが示されています。加えて、長崎県が平成２５年度予算で本体関連工事の予算計上をされ、平成２５年度から本体関連工事に着手することが示されており、このため、佐世保市は平成２４年度に、本体関連工事の着手前評価として当該事業再評価を実施されたものと理解しています。》（以下、この文章を「御省の判断」とする見解を示しました。

二つの質問書は、事実関係を証明する多数の参考資料を証拠として添付し、佐世保市の「改変」の誤りを詳細に述べたものだとし、自負しています。しかし、御省には一顧だにされませんでした。

２０１７年度を迎えましたが、佐世保市は２０１７年度再評価を実施しようとはしませんでした。事業の評価は、継続して補助金の交付を受けるための要件である重要なことと理解しています。にもかかわらず、２０１７年度再評価は実施されていないのに、すなわち補助金交付の要件を欠いたまま、継続して２０１８年度は補助金が交付されました。このままでは、２０１９年度も同様の事態になることは必至です。

私は、佐世保市による再評価の位置付けの改変について、12年度再評価は「着手前評価」として実施したものと主張する理由・根拠を示してもらおうべく、佐世保市水道局との間において、2016年2月8日付け質問書を皮切りに、現在まで20回以上にわたり質問⇔回答のやり取りを続けています。このやり取りを通して、佐世保市の主張の矛盾は解消されるどころか、とうてい理由・根拠となり得ないことが明確になってきました。

以下、本書では幾つかの観点から、佐世保市が主張する理由・根拠には何ら合理的な正当性の無いことを明らかにしていきます。このことは同時に、「御省の判断」の誤りをも指摘することに通じるものです。

2 参考資料の添付

本書の記述を簡にして要を得たものとするため、参考資料のほかに、次の別紙1～別紙6を添付します。これらの別紙は、水道局に対する2018年8月6日付け、及び佐世保市長に対する12月26日付け各質問書に添付したものと同一ものです。

- 別紙1：「着手前評価」の位置づけを考える最小限の年表
- 別紙2：差し替え前の文章及び差し替え後の文章
- 別紙3：これだけある！平成24年度再評価は原則5年ごとの再評価であることを示す証拠（増補改訂版）
- 別紙4：川野水源対策・企画課長の発言
- 別紙5：水道局が「着手前評価」と位置づける理由・根拠について
- 別紙6：佐世保市の平成24年度再評価の位置づけの判断にかかる当時の経過等についての認識

3 付替え道路工事の着手・中断・進捗の状況を押さえるのが肝要

12年度再評価は「5年ごとの再評価」か「着手前再評価」か、その正否を決する上で最も重要なことは、当時の本体工事等（この「等」に含まれるのが「付け替え道路工事」です。）の着手・中断・進捗の状況の事実関係を時系列で正確に押さえ、その事実に基づく厳正な判断が求められます。

上記の「御省の判断」を読む限り、仕方無いとはいえ、御省にあっては、石木ダム建設事業の工事現場に立ったことはなく、現地を知らないまま（付け替え道路工事の着手・中断・進捗等の状況について正確な情報を有しないまま）、判断されたのだと思っております。もっとも、御省に対し、佐世保市水道局が正確な情報を提供しさえすれば判断の誤りは回避できるものです。私の長い水道局との付き合い？のなかで思うに、どうもそうではないようだと大きな疑念を水道局には抱いております。

そこで、嘆くよりも御省に、事を正確にご理解いただく一助になればと念じつつ、付

け替え道路工事の着手・中断・再着手等の事実関係について別紙１：「着手前評価」との位置づけを考えるための最小限の年表から抽出して必要最低限の時間幅で示します。

とくにご参照ください（丸番号は、「年表」の通し番号のまま）。

- ①長崎県は、２００８年７月２４日 ２０１６年度完成予定の**工事工程を公表**
- ③長崎県は、２０１０年３月２４日 初めて**付け替え道路工事**に**着手**
７月２３日 話し合いのため付け替え道路工事を**一時中止**
- ⑨長崎県は、２０１４年７月２４日 付替え道路工事に**再着手を公表**
- ⑩長崎県は、２０１４年７月３０日 付替え道路工事に**再着手**

③の２０１０年７月２３日に付け替え道路工事が一時中止後、⑩の２０１４年７月３０日に再着手するまでの丸々４年もの間、付け替え道路工事は中断されたままの状況が継続しました。したがって、２０１２年度中に長崎県が付け替え道路工事に着手する予定を公表した事実も、着手した事実も一切ありません。「着手前評価」と位置づける理由・根拠はそもそも存在しないのです。これが厳然たる事実です。

ひとつ上の年表に付け加えると、御省が評価実施要領等を通知したのは２０１１年７月７日のことです。これらの厳然たる事実に基づけば、１２年度再評価は「５年ごとの再評価」以外のなにものでもないことはあまりにも明らかです。それ故に、「５年ごとの再評価」か「着手前評価」か、そのどちらなのかを議論すること自体がナンセンスの極みです。

ですから、本書のこの段階において、御省が自らの誤った判断を撤回なされば、この問題は一件落着、全面解決をみることになります。ただ、佐世保市が徒に時間稼ぎを謀り、いまだに自らの誤りを認めようとしない現状に鑑みれば、私としては、主として佐世保市の考えるところを多角的に批判することを目的として本書を前へ進めることとします。

４ 食い違う「御省の判断」と「佐世保市水道局の説明」

(1) 私は、佐世保市水道局（以下、「水道局」）との間において、水道局が１２年度再評価を「着手前評価」とする位置づけの改変を行った件で、２０１６年２月８日付け質問を皮切りに今日まで、「着手前再評価」と位置づける理由・根拠を明らかにさせるべくその説明を求め、質問⇔回答のやり取りを２０回超も重ねて今も継続中です。

水道局は、初回質問に対し、２０１６年３月２２日付け回答で「理由・根拠」を次のように回答してきました。→別紙５

ここには原文どおり引用します。

《石木ダム建設事業におきましては、平成２５年度に本体関連工事であります付替道路工事

に着手しておりますので、本市が平成24年度に実施しました事業評価は、この「本体関連工事の着手前の適切な時期」の評価であります。》（以下、「初回水道局の説明」）

この「初回水道局の説明」は「御省の考え」と明らかに食い違います。一致点はまったくありません。水道局の回答時期（2016年3月）と御省の回答時期（2017年2月）が異なるから回答内容が異なる？ そんなことは有り得ないし、有ってはなりません。「着手前評価」と位置づける理由・根拠はひとつですから。

「初回水道局の説明」は、上記3で示した年表に照らしても明らかな誤りですが、注目すべきは、「平成25年度に…（中略）…付替え道路工事に着手しています」は、明らかに2013年度以降の時点における水道局の認識を示していることです。つまり、後付けの理由・根拠を得々と説明しています。しかもそれが誤っているというのですから、じつに摩訶不思議な回答なわけです。

(2) 言うまでもなく、12年度再評価が「着手前再評価」と位置づけられるには、少なくとも12年度再評価の結果報告書が御省に提出された2013年3月15日までに、位置づける理由・根拠が発生していることが必要です。つまり、それまでに長崎県が付け替え道路工事に着手する予定を公表したり、現実に同工事に着手するなどの客観的な事実が認められることが必須条件です。繰り返します。上記3の年表で明らかなように2012年度は付け替え道路工事の中断が継続する真っ只中であり、再着手の予定が公表された事実も、再着手した事実もありません。12年度再評価は「5年ごとの再評価」であることに異議を挟む余地はありません。

5 「御省の判断」は、「解説と運用」に照らし、明らかな誤り！

ここでは、「御省の判断」を徹底批判します。

(1) 御省は、平成23年7月7日に評価実施要領、評価実施細目、「解説と運用」を通知されました。

実施細目第3は、「5年ごとの再評価」に加え、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施することとしています。

(2) 「解説と運用」は、着手前再評価に該当して評価を実施する場合は、「本体工事等の着手前の適切な時期または着手後であることを、着手予定の時期または着手の時期を示すことにより明らかにすることとしています。

ここでいう「時期」とは、「御省の判断」が言う、いつのことか定かでない「見通し」ではなく、具体的に決められた“短い時”のことです。すなわち、「着手予定の時期」とは、事前に具体的な着手予定日が公表されてだれもが知り得る「時」のことであり、同様に、「着手の時期」とは、着手したという現実の具体的な行為があつてだれもが客観的な事実として知り得る「時」のことです。

(3) 然るに、「御省の判断」は「平成25年度から堤体工、平成26年度からダム本体工に

着手するとの見通しが示された」とか、「長崎県が平成２５年度予算で本体関連工事の予算計上をされ、平成２５年度から本体関連工事に着手することが示された」とか、そのように事が運ぶかどうか茫漠としているだけでなく、肝腎の「着手予定の時期」も「着手の時期」も具体的に示されていません。これは、御省ご自身が「解説と運用」に反する誤りを犯していることを指摘せざるを得ません。

(4) 「石木ダム建設事業の検証に係る検討では、平成２４年６月に「継続」の対応方針が決定した」ことは、そのとおりです。

「石木ダム建設事業の検証に係る検討では、平成２５年度から堤体工、平成２６年度からダム本体工に着手するとの見通しが示されています。」は、「堤体工」と「ダム本体工」は同義であることを指摘した上で、あたかも検証に係る検討の場において初めて長崎県が「平成２５年度からダム本体工に着手するとの見通し」を示したかのような言うのは、これは事実を歪曲するものです（下線は宮野）。

「平成２５年度にダム本体工着手」を含む「工程案」は、別紙１の①に示すとおり、２００８年７月２４日に初めて長崎県が公表した既公表の事実です。その内容は「初年度（平成２１年度）に付替え道路工事着手。同２５年度からダム本体工着手。平成２８年度完成」というものですが、これをあたかも検証に係る検討の場で初めて示されたように言うのは事実誤認も甚だしい明らかな虚偽です。おそらく、水道局が御省に対し、意図的に事実を歪曲して説明したものと推察します。水道局の虚偽説明が「御省の判断」を誤らせた主要な原因であろうと断言します。御省としては、水道事業者に全幅の信頼を置き、事業者性善説に立って、現地の状況や付替え道路工事の着手・中断・進捗の情報から遮断された状態で再評価結果報告書の記載のみから判断される仕組みでしょうから無理ありません。むしろ責められるべきは平然と虚偽の事実を報告する水道局です。

(5) 「加えて、長崎県が平成２５年度予算で本体関連工事の予算計上をされ、平成２５年度から本体関連工事に着手することが示されております。」に至っては論ずるに値しません。「予算計上されたから着手」というのはご都合主義が過ぎますし、「解説と運用」から完全に逸脱した判断であり、御省ご自身の自己否定ではありませんか。

(6) 今一度、上記３で示した年表をご確認ください。長崎県が、付け替え道路工事に再着手する意向を公表したのは２０１４年７月２４日で、再着手したのは７月３０日のことです。

6 １２年度再評価の再評価結果報告書はデタラメ

ここでは、１２年度再評価の位置づけについて、佐世保市が再評価結果報告書（以下、「報告書」）に記述している内容を確認し、これを批判的に検討することとします。

(1) 佐世保市は２０１３年３月１５日、厚生労働大臣及び長崎県知事宛に報告書を提出しました。佐世保市は、報告書の「経緯」欄の次の記述部分が「着手前評価」との位

置付けに係る記述であると説明していますので、ここに引用します。

《平成21年度に着工しておりました付替え道路（工事用道路兼用）については、『国のダム検証』や『地域との話し合いの促進』のために一時中断しておりましたが、様々な手続きが完了していく状況下において、本体着工に必要な付替道路部の用地買収は全て完了していることから、早急に付替え道路工事を再開し、ダム検証時の工程計画のとおり、平成25年度に本体工事等に着手し、平成29年度の供用開始を目指すものであります。》（以下、「報告書の理由・根拠」）

(2) この「報告書の理由・根拠」は「御省の判断」と似ているように見えるものの、大きく違う表現になっています。「報告書の理由・根拠」から、この報告を受けた御省が「御省の判断」のように判断できるのか、まったく理解できません。「報告書の理由・根拠」と「御省の判断」は完全に一致するのが当然であるのに、これほどに相違するのは不思議というしかありません。

それはさておき、佐世保市の説明には多くの虚偽とまやかしがあります。

①「様々な手続きが完了していく状況下において」について

報告書が御省に提出された2013年3月15日の1週間後である同月22日～23日は、やっと事業認定公聴会の開催が予定されている段階でした。事業認定は拒否(却下)される可能性もあることに鑑みれば、水道局の認識は手前勝手が過ぎ、根拠の無い単なる希望的観測にすぎません。

②「本体着工に必要な付替道路部の用地買収は全て完了している」について

これこそウソ・マヤカシの最たるもの。まずは御省のご理解を容易にするために若干の説明をします。

石木ダムの本体工事に着工する必須の条件は付け替え道路全体が完成することにあります。なぜなら、本体着工は、石木川上流の木場郷に居住する30数戸の住民の生活道路である既設の県道を閉鎖して行われますから、何はさておいても付け替え道路全体を完成させ、木場郷の住民の生活道路を完成させる（確保する）ことが先決なわけです。その付け替え道路全体に必要な土地が買収済みでないことは事業認定手続き中であること（公聴会すら終了していない）に鑑みれば明白です。加えて言えば、初めて2010年3月24日に付け替え道路工事に着手し、同年7月23日に一時中断後の4年間、工事の中断状況が続いた付け替え道路（この付け替え道路はいまだに完成せず工事中）は、付け替え道路全体のごくわずかな部分に過ぎません。このような事実を伏せ、いかにも直ぐにでも本体着工かのようなウソ・マヤカシだということです。なお、前記付け替え道路は、2019年1月の現時点でこの部分の完成すら年単位の時間を要することは避けられず、いつになるかわからない、これが現実です。御省におかれては、どうか一度、現地視察においでください。現地に立てば一目瞭然です。正しい判断には必須です。

③「早急に付替え道路工事を再開し」、「ダム検証時の工程計画のとおり、平成25年度に本体

工事等に着手し」、「平成２９年度の供用開始を目指すものであります。」について

石木ダム建設工事に関しては佐世保市は長崎県に全面的に委任している立場です。それなのに、このように再開し、着手し、目指しますとは、佐世保市の勝手な妄想であり越権行為も甚だしく、何をかいわんやです。もとより、「着手前評価」と位置づける理由・根拠とは全く無関係の空言です。

(3) そもそも、再評価の位置付けに関し、「着手前評価」と位置づける理由・根拠としては、長崎県が付け替え道路工事に着手する予定を公表した着手予定年月日、または付け替え道路工事に着手した年月日を報告書に記述する必要があり、それ以上でもそれ以下でもありません。そのような事実は存在しなかったから記述できるはずはありません。

７「解説と運用」からみる「着手前評価」について

くどいと思われても何度でも確認させていただきます。

(1) 評価実施細目第３は、「(前略)、水道水源開発のための施設の整備を含む事業については、上記の評価（５年ごとの再評価）に加え、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施するものとする」と規定し、解説と運用は、「(着手前評価に)該当して評価を実施する場合は、本体工事等の着手前の適切な時期または着手後であることを、着手予定の時期または着手の時期を示すことにより明らかにすることとする」（５頁）と、その運用を示しています。整理すると、①「**着手前評価に該当してこれを実施する場合**」は、②「**本体工事等の着手前の適切な時期または着手後であること**」を、③「**着手予定の時期または着手の時期を示すことにより明らかにすること**」とされています。

(2) 事業評価の実施主体は、再評価の全手続を終了し、その結果を厚生労働省に報告するに当たり、報告書の然るべき場所に、③の本体工事等の「着手予定の時期」または「着手の時期」を記載することで、②の「着手前の適切な時期」に実施された「着手前評価」であることを明らかにすることになります。それによって、報告を受けた御省は、当該再評価が「着手前評価」だと判断することができる、ということだと思います。

石木ダム建設事業に係る１２年度再評価について言えば、③の「示すことにより明らかにする」ことは、付け替え道路工事に係る「着手予定の時期」または「着手の日」です。前述のとおり、付け替え道路工事は２０１０年７月２３日に中断後、２０１４年７月３０日に再着手されるまでの丸々４年もの間、中断状況が継続していたことは公知の事実ですから、１２年度再評価を「着手前評価」と位置づける理由・拠は皆無と言えます。仮に、他の理由・根拠をいくら主張しても、それをすればするほどウソの上塗りになります。佐世保市水道局は、平然とそういうウソをつき続けているのです。

８ 佐世保市水道局は「着手前評価」と位置づける「理由・根拠」を変えた？！

ここでは、優に２０回を越える私と水道局との質問⇔回答のやり取りの肝腎なところを振り返ります。

(1) 初回の2016年2月8日付け質問に対する水道局の3月22日付け回答が次のとおりだったことは上記4で「初回水道局の説明」として引用しました。ここに再掲します。

《石木ダム建設事業におきましては、平成25年度に本体関連工事であります付替道路工事に着手しておりますので、本市が平成24年度に実施しました事業評価は、この「本体関連工事の着手前の適切な時期」の評価であります》（下線は宮野）

(2) 上の「初回水道局の説明」は、「着手前評価」と位置づける説明だとする上記6で引用した「報告書の理由・根拠」とは明らかに異なっています。これは、後になってから理由・根拠を変えたことを示しています。しかし、前述のように「平成25年度に本体関連工事であります付替道路工事に着手した」事実はありません。→別紙1参照

(3) 上の「初回水道局の説明」に対し私は、直ちに3月25日付けで「平成24年度再評価を着手前評価と判断したのはいつか」、「判断した時点で本体関連工事の着手予定時期はいつか」、「着手予定時期は決まっていなかったと思うが」などと再質問し、同時に「平成25年度に付替え道路工事に着手した事実は無かった」ことを指摘しました。これに対する水道局の4月13日付け回答を次に示します。

《平成24年度の再評価の位置づけに関しまして、個別事象毎の期日に関するご質問をいただいておりますが、まずもって本市といたしましては平成24年度の再評価については、当初より「本体関連工事の着手前の適切な時期」に行う評価として捉えており、その前提で厚生労働省とも協議を行ってきたところであります。

当時、国の政策として進められていた「ダム検証」により検討を進めてきた本事業であり、平成24年6月に「事業継続」との対応方針が示され、今後、事業を進めていく環境も整った時期でもありました。このため長崎県が策定した工事工程に合わせた対応としたところであります。》

このように水道局は、「初回水道局の認識」の誤りを指摘された質問には何ひとつ弁明(回答)しないで、新たな作り事をして別の理由・根拠を示してきました。こんな調子の連続であるため、やり取りが延々と長引いてしまっているというのが私の受け止めです。

(3) 「当初より着手前評価と捉えていた」、「その前提で厚生労働省と協議を行ってきた」、「長崎県策定の工事工程に合わせた対応とした」等々（下線は宮野）、「解説と運用」が示すところとは全く合致せず、「着手前評価」と位置づける「理由・根拠」となり得ない、まさに虚ろな回答に過ぎず笑止の至りです。こんな水道局に私は、道理を尽くして辛抱強く付き合ってきたところです。

注目すべきは、「その前提で厚生労働省とも協議を行ってきたところであります。」です。水道局は、私とのやり取りの中で何度も「厚生労働省と協議を行ってきた」と言っております。どうやら「御省のお墨付きをもらっている」ことを言いたいのでしょう。

これには、本回答の２日後４月１５日付けで直ちに再質問を返しています。

８ 変えた「理由・根拠」を補強したつもりが不奏功に終わる

上記７の最後で触れた私の２０１６年４月１５日付け質問（回答期限は２週間）に対し、水道局から５月１７日付けで次の回答がありました。私の質問は一例を挙げれば「当初より」の「当初」とは何年何月頃のことか？」でしたが、これには答えないままです。こんな風だからやり取りが延々と続く羽目になるのです。

《平成２４年度当時、国の政策方針として行ってきた「ダム検証」において「事業継続」との結論が得られ、事業主体である長崎県より平成２５年度より本体関連工事に着手する意向が示されました（平成２５年度予算において付替え道路工事に係る経費が計上）。

先に述べましたとおり本市と致しましては、事業主体である長崎県の事業計画に合わせた事業費負担を行うため、その負担に応じた予算の確保を行う必要があります。また本事業は国の補助事業であることから、財源である国庫補助についても、当然に同様の内容で補助金の確保を図る必要があります。そうした状況での平成２５年度の国庫補助を継続して受けるための再評価である平成２４年度の事業評価については、県の事業計画に合わせた内容となるため、「本体関連工事の着手前の適切な時期」の評価として行ったところ です。》

新たに「（予算計上されたから）本体関連工事に着手する意向が示された」などと今度は無意味な「意向」なる言葉を持ち出してきました。あげくは「平成２４年度の事業評価については、県の事業計画に合わせた内容となるため、「本体関連工事の着手前の適切な時期」の評価として行った」と言い出す始末です。「解説と運用」をちゃんと読解できてさえいれば発せられる物言いではありません。何度でも繰り返します。「着手予定の時期」または現実の「着手の時期」はいつか、このことが肝心要なことであり、これに尽きます。「予算確保を行う必要がある」とか、「補助金の確保を図る必要がある」とかは一切無関係です。今回の回答が述べる理由・根拠も理由・根拠にはなっていません。結局、水道局は理由・根拠を変えようとしたつもりかもしれませんが、不奏功に終わりました。

この項で注意を喚起したいことは、この５月１７日付け回答で水道局が言わんとしているのは、「御省の判断」と瓜二つだ、ということです。

９ 水道局が「着手前評価」に係る確定的な判断（理由・根拠）を示してきた！ これを切る！

(1) 質問⇒回答のやり取りを約2年にわたり継続してきたが、いつになっても煮え切らない水道局の態度に業を煮やした私は、2018年1月29日付け「ご検討ご確認のお願いについて」と題する文書で、「水道局として最終的・確定的な理由・根拠を示していただきたい」旨を伝えてお願いしました。これに対し、2月19日付けで回答があり、この回答の主要部分を移記したものが別紙6です。

別紙6では、原文に「①、②、③」とあるのを「1.、2.、3.」としたほか、各段落の「・」を、便宜上、通しの「丸番号」に変えております。

ここでは、別紙6に示された水道局の最終的・確定的な「理由・根拠」について、疑問点を指摘し批判を加えることとします。なお、批判等は、水道局に対する2018年8月6日付け質問書で行っていますから、その部分を移記します。ただし、【再評価の位置づけにかかる本市の判断について】の部分に限ることとします。

(2) 1. 【再評価の位置づけにかかる本市の判断について】について

一見いかにも尤もらしい説明です。が、随所にはころびが目立ちます。

◆ ①及び②の関係：

平成24年度が再評価年度であること、及びダム検証が検証作業中であるとの事実は、そのとおりです。

但し、ダム検証は国交省の、事業評価は厚労省の各所管であり異なる別の手続きです。それ故、ダム検証中の事実を知悉する厚生労働省は、平成24年4月20日付け事務連絡で、(ダム検証とは関係なく) 評価対象事業者に平成24年度に事業評価を行う事業につき「評価委員会に提出する資料」の提出の指示を出しています。→参考資料Ⅰ：「平成24年5月21日付け厚労省健康局水道課事務連絡」

ですから、貴職のいう「ダム検証の結論を待つ必要があった」は事実を歪曲するものだと言わざるを得ません。現に貴職は、厚生労働省の指示に従い、提出資料を提出し、同年6月22日～23日には田中事業部長、川野水道計画室長、坂口主査の3名がヒアリングのため同省に出張し、資料等に基づき内容説明を行っており、再評価手続きに着手したではありませんか。→参考資料Ⅱ：「同年6月25日付け復命書」

◆ ③の関係：

概ね、そのとおりです。

◆ ④の関係：

「長崎県が…(中略)…本市も関係団体の一人として出席しております」までは、概ね、そのとおりです。

「ここで工事工程が示されたものではなく」の「ここで」が、平成22年12月開催の第1回検討の場のことを指すのであれば、そのとおりです。

「この時点では」が、第1回検討の場が開催された平成22年12月頃を意味するのであれば、そのとおりです。

「本市は平成24年度の再評価の位置づけに関し特段の考えをもっていたものではありません

ん」は、「特段の考え」を持っていたも何も、評価実施要領等が通知されたのは平成23年7月です。特段の考えを持っていないのは当然であり、何を言いたいのか皆目分かりません。

◆ ⑤の関係：

「平成24年6月にダム検証が終了した」ことは、そのとおりです。しかし前述のとおり、ダム検証（国交省）と事業評価（厚労省）は別個独立の手続きです。ダム検証の結論を待つ必要はなく、貴職の認識は根本的に間違っています。ですから、「事業継続との結論が示されたことから」何だと言うのですか。まともに論評できません。

「再評価手続きに着手することとした」も同様です。結局、「事業継続の結論が示されたから再評価手続きに着手することとした」と言うのは、物事を自己に都合よく歪曲しているにすぎません。前述のとおり、厚生労働省の指示に基づき、とくに貴職は再評価手続きに着手しているのです。

◆ ⑥の関係：

「この際、ダム検証において長崎県が最終的に取りまとめた資料」とは、最終回の検討の場で県が提示した資料の意味ですか。それとも別の機会に取りまとめられたもののことですか。こんな曖昧な文章には応答できかね困惑します。

いずれにせよ、その「資料」に、「平成25年度に本体関連事業（堤体工）に着手することが明示されていたことから」、「厚生労働省の実施要領等に照らし合わせ」、「着手前評価に該当すると判断した（下線は宮野）」とのこと。しかし、この考えは貴職の手前勝手な思い込みに過ぎず、何ら論理的合理性がありません。ただ、この貴職の説明こそ、まさに「理由・根拠」を具体的に示したもののようですから、これを前提として批判することとします。

「資料に平成25年度に本体関連事業（堤体工）に着手する工事工程が示されていたから、着手前評価と判断した」は、こんなことを言うとは哑然として言葉がありません。

i) 「平成25年度に本体関連事業（堤体工）に着手することが明示されていた」は、「資料で長崎県が初めて工事工程を示し、そこに平成25年度に着手する」と読み込めますが、こういう理解でいいですか。だとすると、これは全くの嘘（作り事）です。

長崎県が初めて「平成25年度に堤体工に着手する工事工程」を公表したのは「ダム検証で最終的に取りまとめた資料」ではなく、ずっと以前の平成20年7月24日のことです。→参考資料Ⅲ：「長崎新聞の記事」

ii) この工事工程については、平成21年1月26日開催の佐世保市議会・水源確保対策特別委員会の配布資料に示されており、貴職による説明と質疑応答が行われています。とくに貴職は知っていたことです。→資料Ⅳの①：「水特委の配布資料」、資料Ⅳの②：「同日の水特委会議録」

◆ ⑦の関係：

上で疑問点を指摘して批判したとおり、工事工程を検討の場で示された資料で初めて

知ったように偽装するとはもってのほかであり、「理由・根拠」にかかる最重要な説明にもかかわらず肝心要のところに嘘があります。24再評価を「着手前評価」と位置づけた「理由・根拠」たり得ません。率直に言って論評にすら値しません。

10 まとめ

(1) これまで「着手前評価」の位置づけに関し、「御省の判断」や水道局の認識の誤りを多角的に指摘し批判してきました。不思議に思うのは、「着手前評価」の位置づけの問題が、なぜかくも複雑な様相を呈するのかということです。単純な事実の存否であり、当初からその事実は存在しないことは明白でした。このことを本書で繰り返し繰り返し論証してきました。

(2) 以下、事実に基づき2012年度前後の事実関係を振り返り、時系列で整理しておくのは有益であると考え、**別紙1**に沿ってこの年表に肉付けをしていきます。

① 長崎県は2010年3月24日、付け替え道路工事(0.6キロ)に着手しました。工事は現場周辺の草木刈りを行った程度に終わり、同年7月23日、県は地権者と話し合いを行うために工事の一時中断を決めました。このとき中断は2014年7月30日の再着手まで継続しました。このことは公知の事実です。

② したがって、12年度再評価を「着手前評価」と位置づける要件としての「着手予定の日」について県が公表した事実そのものが存在しないのです。

③ たしかに、12年度再評価の手続き中の9月27日、「補助採択にかかる相談」目的で御省に水道局の田中事業部長ほか2名が出張し、「再評価の位置づけ」について相談し協議を行った事実は出張復命書で判明しています。復命書によると、「県道工事に着手していることから、今回の再評価は「着工前評価」として行う必要があるのか」との質問に、御省は「現状で着工前評価になるかは判断できない」との判断を示されました。けだし当然の判断です。なぜなら、水道局が「県道工事に着手していることから」という県道工事とは、2010年3月24日に着手し7月23日に中断した工事のことです。記述のとおり、この中断後、丸4年もの間、付け替え道路工事に着手することはなかったのですから。

④ 12年度再評価の手続き中に、同評価を「着手前評価」と位置づけて実施したことを証明する証拠はひとつも存在しません。逆に、「5年ごとの再評価」として実施したことを証明する山ほど存在します。その証拠を整理したのが**別紙3:「これだけある!」「平成24年度再評価」は原則5年ごとの再評価であることを示す証拠**です。

これは、佐世保市議会本会議や委員会、当時の川久保水道局長、田中事業部長、一瀬事業課長らが議員の質問に対する答弁を中心として、その他の証拠共々ほぼ全部を示すことができます。この問題はとくに決着がついていることでした。

⑤ それにもかかわらず、質問⇔回答のやり取りがかくも長期になってしまったのは、水道局が、初回質問に**《石木ダム建設事業におきましては、平成25年度に本体関連工事で**

あります付替道路工事に着手しておりますので、本市が平成24年度に実施しました事業評価は、この「本体関連工事の着手前の適切な時期」の評価であります》などと大嘘をついたことに始まり、そのウソを指摘されるや、上記8で引用したとおり、まったく理由・根拠にならないことを後付けで得々として言い出し、誤りを認めようとせず、次々と論理的に破綻したことを繰り返し平然と回答してきた水道局の対応にあります。

⑥ 不思議なのは、「御省の判断」が水道局のウソ・デタラメな考えと通底していることです。思うに、2012年度から相当年月が経過したとき、御省と水道局の間で何事かについて協議する機会に、水道局から誤った情報すなわち「初回水道局の説明」中の「石木ダム建設事業は、平成25年度に本体関連工事である付替道路工事に着手している」との情報が伝えられ、これを御省が信じてしまったことがこの問題の発端ではないかと、私は推測するものです。事業者に関して性善説に立っておられるであろう御省を非難する考えは私には毛頭ありません。まさに「悪(ワル)」は佐世保市水道局ですから。

⑥ 添付している別紙2、別紙4についても言及したいことがあります、かなり長文になってしまいましたので控えることとします。御省の賢明なるご推察に委ねたいと存じます。

以上

別紙 1

「着手前評価」との位置づけを考えるための最小限の年表

まとめ：2018年8月4日 宮野和徳

- ① 2008(平成 20)年 7 月 24 日
長崎県が 09 年度から 8 年間でダム事業完了を目標とする工程案をまとめ、川棚町で開催した事業説明会で公表。
ダム本体工事は 12 年度から 4 年間。15 年度から試験湛水。16 年度末完成予定。
→参考資料 1 の①：同月 24 日付け『長崎新聞』
→参考資料 1 の②：同月 25 日付け『長崎新聞』
- ② 2009(平成 20)年 11 月 9 日
九州地方整備局へ事業認定申請書提出
- ③ 2010(平成 22)年 3 月 24 日～7 月 23 日
長崎県は、付替え道路工事に着手～話し合いを行うため一時中断
→参考資料 2 の①：3 月 25 日付け『長崎新聞』
→参考資料 2 の②：7 月 28 日付け『長崎新聞』
- ④ 2011(平成 23)年 6 月 13 日
長崎県公共事業評価監視委員会は、「事業継続」を答申⇒16(平成 28)年度完成
- ⑤ 2013(平成 24)年 6 月 11 日
国が、石木ダムの再検証で「事業継続」とする対応方針を決定
- ⑥ 2013(平成 25)年 3 月 14 日・15 日
佐世保市上下水道事業経営検討委員会は、石木ダム建設事業の「事業継続」を答申
佐世保市は、再評価結果を長崎県知事及び厚生労働大臣に報告
- ⑦ 2013(平成 25)年 3 月 22～23 日
九州地方整備局は、事業認定公聴会を開催
- ⑧ 2013(平成 25)年 9 月 6 日
九州地方整備局が事業認定告示
- ⑨ 2014(平成 26)年 7 月 24 日
長崎県は、7 月 30 日に付替え道路工事に再着手すると公表
→参考資料 3：7 月 25 日付け『長崎新聞』
- ⑩ 2014(平成 26)年 7 月 30 日
長崎県は、付替え道路工事に着手しようとするも着工できず
→参考資料 4：7 月 31 日付け『長崎新聞』
- ⑪ 2014(平成 26)年 8 月 7 日
付替え道路工事の通行妨害禁止の仮処分申立（結論が出るまで 8 日から工事中断）
→参考資料 5：8 月 8 日付け『長崎新聞』

- ⑫ 2014 (平成 26) 年 12 月 9 日
佐世保市議会 12 月 9 日定例会・一般質問における谷本水道局長答弁
「厚生労働省の評価実施要領では、付替え県道工事は本体着工と同様の考えとなっておりますことから、平成 24 年度に実施した再評価は、着工前評価となっております。」
- ⑬ 2015(平成 27)年 3 月 24 日
通行妨害禁止の仮処分決定
- ⑭ 2015(平成 27)年 5 月 19 日
付替え道路工事に着手 反対派阻止 6 月 1 2 日作業開始
→参考資料 6 : 5 月 20 日付け『長崎新聞』
→参考資料 7 : 6 月 13 日付け『長崎新聞』
- ⑮ 2015(平成 27)年 8 月 28 日
朝長佐世保市長の定例記者会見
報道では、「水道局によると、国の基準では工事に着手した場合、10 年間は再評価の必要はない。13 年度の県道付け替え契約を工事着手とみなしており、次回の再評価は 22 年度になる」という。
→参考資料 8 : 8 月 29 日付け『西日本新聞』及び『毎日新聞』
- ⑯ 2015(平成 27)年 9 月 4 日
水源連が厚生労働省水道課へ質問事項の提出
(水源連→真島議員事務所(秘書)→厚生労働省水道課の経路)
- ⑰ 2015(平成 27)年 9 月 17 日
真島議員による厚生労働省水道課に対するヒアリングを実施
水源連から、嶋津氏、遠藤氏が参加。
厚労省水道課へ提出した質問事項の 4 で、「厚生労働省が判断を保留した「本体工事等の着手前の適切な時期の評価」がなぜ問題にならないのか」と質問。この時、資料 1 として 2012 年度再評価にかかる結果報告書(差し替え前の文書)を添付。
- ⑱ 2015(平成 27)年 9 月 18 日→9 月 28 日
水道局水源対策・企画課の川野課長から宮野に電話。用件は、情報公開文書の訂正(差し替え)について。俄に信じ難く、直接話したい、当方が出向くことを約束。
宮野は 28 日、川野課長と水道局で 1 回目の面談。「差し替え」について説明を受ける。文書による説明を求め、これを川野課長了承。
- ⑲ 2015 年(平成 27)年 10 月 8 日
宮野は、川野課長より 10 月 6 日付けの文書を受領。
※このあと長い空白を置いて、2016 年 4 月 27 日付け質問、5 月 27 日付け回答、6 月 1 日付け再質問の経過がある。再質問に対する回答が拒否されたまま進捗することなく現在に至る。

別紙 2

【差し替え前の文章】と【差し替え後の文章】

まとめ：2018年7月24日

宮野和徳

これは、平成24年度再評価結果報告書について、情報開示された同報告書の一部に誤りがあるとして差し替えの要請を受け、誤りがある頁全部の差し替えに応じたものである。

差し替えられた頁には、結果報告書の大項目「事業の概要」中の「経緯」欄を含む記載があるが、水道局は「経緯」欄の記載が「着手前再評価」に係る記載であると説明する重要な箇所である。

そこで、差し替え「前」・「後」の文章を一覧して比較できるように、ここに書き写すものです。

【差し替え前の文章】

平成21年度に着工しておりました付替え道路（工事用道路兼用）については、『国のダム検証』や『地権者との話し合いの促進』のために一時中断しておりましたが、様々な手続きが完了していく状況下において、本体着工に必要な付替え道路等の用地買収は全て完了していることから、来年度は付替え道路工事を再開し、引続き本體工に着工する予定であります。

このようなことから、今回の再評価は「本体工事等の着手前の適切な時期の評価」として実施するものであります。（下線は宮野）

【差し替え後の文章】

平成21年度に着工しておりました付替え道路（工事用道路兼用）については、『国のダム検証』や『地権者との話し合いの促進』のために一時中断しておりましたが、様々な手続きが完了していく状況下において、本体着工に必要な付替え道路等の用地買収は全て完了していることから、早急に付替え道路工事を再開し、ダム検証時の工程計画のとおり、平成25年度に本体工事等に着手し、平成29年度の供用開始を目指すものであります。

以上

別紙 3

これだけある！

「平成 24 年度再評価」は原則 5 年ごとの再評価であることを示す証拠

改訂増補：平成 30 年 7 月 25 日 追補：平成 30 年 9 月 30 日

まとめ：宮野和徳

① 平成 24 年 6 月 15 日開催の定例会・会議録

川久保水道局長の答弁

「再評価の実施時期につきましては、厚生労働省からの通知により、事業採択後 10 年を経過して継続中の事業は、原則 5 年経過ごとに実施することとなっております。そういうことからしますと、平成 24 年度の今年が作業の年になります。」

② 平成 24 年 6 月 22 日開催の石木ダム建設促進特別委員会・会議録

川久保水道局長の答弁

「再評価の時期は、各省庁の事業にかかわらず、原則 5 年に 1 度というルールになっている。前回、平成 19 年度に実施しているので、平成 24 年度が原則 5 年の時期というようになっている。」

③ 平成 24 年 9 月 7 日開催の企業経済委員会・会議録

一瀬水道事業課長の答弁

「(…実施要領によると)、原則、事業採択後 5 年を経過して未着手の事業及び 10 年を経過して継続中の事業を対象として、10 年経過以降は原則 5 年ごとに実施するものとする」と実施時期が記載されている。(略)、前回、佐世保市の場合は平成 19 年にやったということで、今年度は 5 年後の年になるということで、この通知をもってやっている。」

④ 平成 24 年 9 月 7 日開催の企業経済委員会・会議録

田中事業部長の答弁

「佐世保市の場合は、おおむね 5 年ということであるので、再評価の時期にはなっている。ただ、再評価するに当たってのデータ整理、過去の分を含めて今後どうしていくかというのは、いま厚労省と協議をしており、一応着手はしているが、今後、そういった委員会、もしくは学識経験者の意見を聞く、そういった場の設定については未定の状態である。(省略)」

⑤ 平成 24 年 9 月 14 日開催の定例会・会議録

川久保水道局長の答弁

「再評価とは、補助事業の効率的な執行や透明性を図るため、採択を一定期間経過した事業を対照に実施する制度でありまして、水道施設整備事業費においては、

10年経過以降、原則5年ごとに実施するということになっておりまして、前回から5年経過した本年度が再評価の年度ということになっております。」

⑥ **平成24年9月28日付け「復命書」**

水道局の再評価事務の担当者は、平成24年9月26日、27日に厚生労働省健康局水道課に出張して「再評価の位置づけについて」相談したが、その出張に係る復命書である。

これによると、水道局担当者は「県道工事に着手していることから、今回の評価は着工前評価として行う必要があるのか」と質問し、これに厚労省は「現状では着工前評価になるかは判断できない」として「着手前評価」との位置づけに否定的な見解を示していることが分かる。

なお、水道局の「県道工事に着手していることから」という質問の前提自体、平成24年度に着手の事実はなく虚偽であることを指摘しておきたい。

⑦ **平成24年12月11日開催の定例会・会議録**

川久保水道局長の答弁

「石木ダム建設事業につきましては、前回、再評価が平成19年度でありましたので、5年経過となります今年度がその実施のタイミングとなっております。」

⑧ **「平成24年度 第2回 佐世保市上下水道事業経営検討委員会 水道施設整備事業再評価（第1回目）」**

これは、いわゆる再評価委員会資料である。

第1ページ《実施時期》の項に次のように記述されている。

実施時期は、以下のとおりである。

□原則5年経過ごとに実施（前回評価は平成19年度）

□社会経済情勢の急激な変化により事業の見直しの必要が生じた場合には適宜実施

第9期拡張事業は再評価実施時期となっている。

再評価の実施時期には実施規則が定める「着手前の適切な時期の再評価」を加えて三つの場合があるのに、この資料には、実施要領が定める二つの場合を記述するのみで、「着手前評価」の記述(説明) そのものがない。

このことは、本資料の製作時点（平成24年12月頃）において、水道局としては、平成24年度再評価を「着手前評価」と位置づけることはできない、すなわち「原則5年経過ごとの再評価」として実施するとの認識であったことをよく示している。

なお、本資料の製作時期(完成時期)は、第12ページにある長崎新聞の記事の日付から推して平成24年12月8日より後である。

⑨ 「第 2 回 佐世保市上下水道事業経営検討委員会 議事概要」

これは、平成 25 年 1 月 22 日に開催された実質的な第 1 回再評価委員会の議事概要である。

委員会事務局（説明者は田中英隆事業部長）から上記⑧の資料説明が行われた。この議事概要第 4 ページ 30 行目に次のようにある。

田中部長：（前略）それと実施時期にありますように原則 5 年ごとに行うようになっております。前回は平成 19 年と（ママ）しておりましたので今年度が該当するということになっております。（後略）

このように、第 1 回再評価委員会で田中部長は、平成 24 年度再評価は「原則 5 年経過ごとの再評価」との認識を明確に示し、その認識で実施していることを明言している。

⑩ 「水道局長メッセージ」

これは、平成 25 年の年初に水道局ホームページに掲載されたもの。

このメッセージ文の中ほどで川久保局長は、平成 24 年度再評価について、

「本年は、5 年毎に実施している事業の再評価を実施し、（以下省略）」と述べ、「原則 5 年経過ごとの再評価」として実施している認識を明確に示している。

⑪ 平成 25 年 2 月 1 日開催の石木ダム建設促進特別委員会・会議録

川久保水道局長の答弁

「長期間にわたる大型公共事業については、国の方で再評価という手続がとられている。（省略）、原則として 5 年に 1 回ということで実施されている。石木ダムについては、前回は平成 19 年度であったので、その 5 年後である今年度が再評価のタイミングということになっている。」

⑫ 「第 4 回 佐世保市上下水道事業経営検討委員会 議事概要」

これは、平成 25 年 3 月 14 日開催の第 3 回再評価委員会（最終回）の議事概要である。

委員会の終盤において、委員長と思しき委員と事務局（川久保局長）との間で次の問答が行われた。

委員「今後、どういうサイクルですか。」

局長「国の要綱・要領では、原則として 5 年ごとということになっています。」

委員「そうすると 5 年後にあるわけですか。」

局長「原則論ではそうです。」

この翌日、3 月 15 日付けで平成 24 年度再評価結果が上級庁に報告された。

この問答からも明確なように、水道局は平成 24 年度再評価の全手続が終了する最後の最後まで、同再評価は「原則 5 年経過ごとの再評価」との認識であったことがよく分かる。

⑬ 平成２５年３月（１６日以降）発行の『水道局だより No.１３』

これは、平成２４年度再評価結果を上級庁に報告後の平成２５年３月中に発行されたもの。これの「２ 石木ダム再評価を実施しました」で次のような記述（説明）がある。

「再評価とは国庫補助事業において、（中略）、原則５年経過ごとに実施することになっています。」

このことから、平成２４年度再評価は「原則５年経過ごとの再評価」との認識で実施されたことは明らかである。

⑭ 平成２５年９月１０日開催の石木ダム建設促進特別委員会・会議録

川久保水道局長の答弁

「次に、平成２５年３月に結論を出した石木ダムの再評価、これは５年に１度実施される。目的としては、今後も国庫補助事業として継続していくべきかどうかという視点で評価されたものである。評価の主体は発注者、事業主体、つまり私ども佐世保市ということになるが、結論を厚生労働省に上げて、厚生労働省からことしの５月、満額の補助をいただいたというところで、一定終息している。」

（注）・ほぼ時系列で整理した。

- ・会議録については、議員の質問は省略し答弁のみとした。
- ・９月３０日、⑬の追補により、従前の⑬を⑭とした。

以上

別紙 4

交渉の場における川野水道計画室長(当時)の発言

まとめ：2017年4月24日

文責：宮野和徳

これは、交渉時の川野水道対策室長発言の一部をテープ起こししたものである。

経過としては、2013（平成25）年2月20日、水道局への申し入れについて交渉の場が設定されました。この日は、川野室長が一人で対応してくれました。そこにはマスコミ（長崎新聞、毎日新聞、西日本新聞）も取材に来ていました。

川野室長は、私たちが申入書の内容について質問や意見を述べるのを手帳にメモしながら神妙に聞いていました。話が1月29日に提出した質問書の返事をまだもらっていない…に及んだとき、いきなり川野室長の口調が急変し、一気にしゃべりはじめたのでした。マスコミもいる、私たちのレコーダーも目の前にある、そんな中で堰を切ったように吐露されました。※川野氏は、現在、経営管理部水源対策・企画課長。

わかっています。

申し訳ないといしか言いようがないです。

正直我々もバンクしています。

いろんなところから、すぐやれ、すぐやれと、

みんな自分の都合だけでおっしゃられます。

もう我々、とてもじゃないけど、どうしようもないです。

申し訳ないけど対応できません。

我々は毎日のように罵声を浴びさせられながらやっているんですよ。仕事を。とんでもないですよ。

尋常じゃないと私も思っています。

私、職場にももう来たくないですよ。

でも、しなければいけないんですよ。

こんなことやってる時間もないんですよね。失礼な話ですけど。

まだまだ川野室長の話は続きますが、文字起こしはこれくらいに止めます。聞いているほうがつらくなるからです。交渉は、後味の悪さを残したまま中途半端に終了せざるを得ませんでした。

以上

別紙5

水道局が「着手前の再評価」と位置づける理由・根拠について ～佐世保市水道局の回答（説明）を時系列で整理～

改訂：2018年8月4日

宮野 和徳

貴職は、別紙3に示した証拠で明白なように、平成24年度再評価は「原則5年経過ごとの再評価」として実施したもので、これ以外に考えようがないこと歴然である。

それを後日になって、「着手前評価」として実施したものと事実を翻して説明するに及び、ごく単純な問題が一見複雑な問題である様相を呈するようになってしまった。

貴職が「着手前評価」と位置づけるのなら、その「理由・根拠」を明らかにされたいとして、貴職と質問⇄回答のやり取りを重ねてきたところである。

「理由・根拠」について、初回(平成28年3月22日付け)から平成29年9月8日付けまでの回答で、貴職がどのように説明しているのか、その事実と変遷を明確にしようとしたのが本書である。

- ・貴職の回答文から当該箇所を時系列で整理した。
- ・回答文の趣旨は一切変改せず、若干修正して表現の統一を図るべく努めた。

1 2016（平28）年3月22日付け回答

石木ダム建設事業は、平成25年度に本体関連工事である付替道路工事に着手しているので、平成24年度に実施した事業評価は、「本体関連工事の着手前の適切な時期の評価」である。

2 2016（平28）年4月13日付け回答

平成24年度再評価については、当初より「本体関連工事の着手前の適切な時期」に行う評価と捉えており、その前提で厚生労働省と協議を行ってきたものである。

当時、「ダム検証」中の石木ダム建設事業は、平成24年6月に「事業継続」の対応方針が示されたことから、事業を進めていく環境も整った時期であり、長崎県が策定した工事工程に合わせた対応としたものである。

3 2016（平28）年5月17日付け回答

平成24年度当時、国の政策方針として行ってきた「ダム検証」において「事業継続」の結論が得られ、事業主体である長崎県より平成25年度より本体関連工事に着手する意向が示された（平成25年度予算に付替道路工事に係る経費が計上）。

事業主体である長崎県の事業計画に合わせた事業費負担を行うため、その負担に応じた予算の確保を行う必要がある。本事業は国の補助事業であることから、財源である国庫補助についても当然に同様の内容で補助金の確保を図る必要がある。そうした状況での平成25年度の国庫補助を継続して受けるための再評価である平

平成25年度の事業評価は、県の事業計画に合わせた内容となるため、「本体関連工事の着手前の適切な時期」の評価として行ったものである。

4 2016（平28）年6月17日付け回答

工事工程に関しては長崎県が事業主体であり、本市で主体的に判断できる立場にはない。本市としては、長崎県の動向をもって事業の進捗を判断することとなり、事業評価の位置づけについても同様となる。加えて事業評価の目的が国庫補助の継続の必要性の有無を判断するものであることから、長崎県の予算に合わせた対応として行ったものである。

工事については、平成25年度に現場着手することはできなかったが、長崎県の平成25年度予算には本体関連工事に係る費用を計上していたのは事実である。

国との協議過程で判断が難しいとの話もあったが、最終的には、県の計上予算の内容等を踏まえて、着手前の事業評価として認められ、予算の内示をいただいたと認識している。

5 2016（平28）年10月3日付け回答

本市は、この基準に基づいて事業評価を行い、厚生労働省と協議の結果、事業継続と決定し、その報告に対する国の判断として補助金の継続がなされたというのが事実である。

工事工程は、本市で主体的に判断できるものではなく、県に委託しており、専門的な知見を持っている県が判断するものである。

当時の県の予算計上の状況を踏まえ、本市としては着手前の適切な時期の評価として実施したものであり、これを厚生労働省に認められたと認識している。

6 2016（平28）年11月16日付け回答

最終的には、この制度を運用している国において、平成24年度の再評価については「本体工事等の着手前の適切な時期」に行った再評価であることを当時、認めていただいているものである。

ダム検証における事業継続の結論と、県の予算計上をもって、本市は早期に本体工事に着工すると判断したものである。

7 2016（平28）年12月28日付け回答

平成24年に政府主導で進められてきたダム検証において、検証対象事業であった石木ダム事業に対し「事業継続」との判断が示され、今後の事業自体の継続がはっきりし、加えて事業主体である長崎県より平成25年度から本体周辺工事に着手していく意向が示され、実際平成25年度予算に付替道路工事に係る経費が計上されたことなどを受け、次年度から工事に着手できる環境が整ったものと本市が判断したものである。

国においても、こうした一連の経過及び事業主体である長崎県の意向及び具体的な関連予算の計上等を踏まえ、着手前の評価として取り扱っていただいているもの

と認識している。

8 2017（平29）年4月6日付け回答

本市が平成24年度に実施した事業評価は、長崎県が平成25年度から本体工事に着手する旨を事前に公表していることを前提に行ったものである。このことは長崎県が平成25年度の予算に本体工事の事業費を計上して居ることからも確認できたところである。長崎県が予定通りに着手するものと判断し、実施要領等に基づき事業着手前の適切な時期に行う評価の位置づけで実施したものである。

9 2017（平成29）年5月30日付け回答

本市が平成24年度に実施した事業評価は、長崎県が平成25年度から本体工事に着手する旨を工程表で事前に公表していることを前提に行ったものである。このことは長崎県が平成25年度の予算に本体工事の事業費を計上していることから確認できる。そのため本市は、長崎県が本体工事に予定通り着手するものと判断し、実施要領等に基づき、着手前の適切な時期に行う評価の位置づけで実施したものである。

こうした位置づけや内容等は、前もって国と協議を行う旨、「解説と運用」に示されており、協議を行った結果、「本体工事等の着手前の適切な時期」に行う事業評価と位置づけられたものである。

10 2017（平29）年8月17日付け回答

要領等に基づき、石木ダム事業について事業評価を行っているが、当時の長崎県の工程表で、平成25年度にダム本体工に着手する予定とされており、また平成25年度の長崎県の予算で本体関連工事費が計上されていたため、着手前の適切な時期の再評価となったものである。

11 2017（平29）年9月8日付け回答

本市は当初から平成24年度の事業評価を本体工事等の着手前の適切な時期に行う事業評価と捉えており、国にもその旨、伝えている。

確かに当初、国は判断できないとの考えであったが、その後に示されていた工程表や長崎県の平成25年度予算に本体関連工事の予算が計上されたことをもって、国も着手前の適切な時期との判断をしていただいたと理解している。

★★下記 12～16 の回答については、直近のやり取りであること、貴局の基本的な考え方に変わりはないこと、全文に目を通すのが有益であることを考慮して省略した。

- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| 12 2017(平 29)年 12 月 28 日付け回答 | 13 2018(平 30)年 1 月 17 日付け回答 |
| 14 2018(平 30)年 2 月 19 日付け回答 | 15 2018(平 30)年 3 月 20 日付け回答 |
| 15 2018(平 30)年 4 月 16 日付け回答 | 16 2018(平 30)年 5 月 9 日付け回答 |

以上

別紙 6

平成 24 年度再評価の位置づけの判断にかかる当時の経過等 について佐世保市の認識

2018 年 7 月 31 日：宮野和徳

これは、平成 30 年 1 月 29 日付け「ご検討ご確認のお願いについて」とする私の質問等に対する 2 月 19 日付け回答から書き写したものである。約 2 年近くも質問⇒回答のやり取りを重ねて来たが、ここにきてやっと水道局の考えるところを総合的・体系的に明確にされたのであり、これが今後の議論の土台になるという意味において、一定歓迎するものである。

この回答には、「ダム検証や工事着手の各手続きは目的や実施主体が異なるものであり、本市が把握している範囲で各手続きの段階ごとに整理し、時系列で説明する。」（要旨）とする注意喚起がなされている。

なお、本書では、回答書に①とあるのを 1. と、②を 2. と、③を 3. とし、ひと区切りの文章の頭にある「・」を、今後の議論の便宜のために「丸番号」としたほかは、原文どおり書き写したものである。

1. 【再評価の位置づけにかかる本市の判断について】

- ①平成 24 年度は、本市が前回再評価を実施した平成 19 年度から 5 年が経過する年度であったため、厚生労働省が示す再評価実施要領における「5 年に一度の再評価」の年度でありました。
- ②しかし、当時は石木ダム事業が「ダム検証」の対象事業となっており、事業そのものの是非についての検討がなされており、再評価は国庫補助事業を継続するに当たって必要となる行政手続きであることから、「ダム検証」の結論を待つ必要がありました。
- ③ダム検証とは、国が「できるだけダムに頼らない治水・利水」への政策転換を進めるために、全国のダムの事業継続の可否を判断するために平成 21 年度から始められた手続きで、石木ダムについても検証対象となり、検討主体を長崎県、判断主体を国として検証作業が進められていたものです。
- ④長崎県が検討過程の初期段階（平成 22 年度）においては、長崎県が石木ダムに関係する地方公共団体から参考意見を聴取するための「検討の場」が設けられ、本市も関係団体の一人として出席しておりますが、ここで工事工程が示されたものではなく、この時点では、本市は平成 24 年度の再評価の位置づけに関し特段の考えを持っていたものではありません。
- ⑤平成 24 年 6 月に「ダム検証」が終了し、事業継続との結論が示されたことから、本市は、事業継続に必要な再評価手続きに着手することとしました。

- ⑥この際、「ダム検証」において長崎県が最終的に取りまとめた資料の中で、平成25年度に本体関連工事事業（堤体工）に着手することが明示されていたことから、厚生労働省の再評価実施要領に照らし合わせ、「着手前評価」に該当すると判断し、作業に着手したものです。
- ⑦以上のとおり、本市における再評価の位置づけの判断は、ダム検証の結果をもって、厚生労働省の実施要領に照らし合わせて判断したものです。

2. 【再評価の位置づけの決定にかかる国の判断過程について】

- ①再評価は、国（厚生労働省）が国庫補助金を支出するにあたり、対象事業の必要性、効率性または有効性等の観点から国庫補助採択の可否、継続の有無を判断するために行われる行政手続きであるため、再評価の位置づけの最終的な判断は国において行われるものです。
- ②前述のとおり、本市は「着手前評価」との考えで作業を進めておりましたが、この位置づけについて平成24年9月に厚生労働省に確認したところ、「着手前評価」に該当する事実関係について確認できる書類を本市が提示していなかったことから、「判断できない」旨の見解が示されました。
- ③後日、長崎県が作成した平成25年度の石木ダム事業の予算関係資料を厚生労働省へ提示しましたところ、事実関係を確認できたことから、本市は引き続き「着手前評価」として、その後の作業を進めたものです。
- ④以上のとおり、長崎県の予算関係資料は、国が事実関係を確認するために提示した資料であり、本市が着手前評価として作業に着手することの判断に用いた資料ではありません。

3. 【再評価以降の工事の着手について】

- ①ご質問の本旨は、本市が平成24年度に実施した再評価の位置づけの判断に係る適否と思われます。「着手前評価」の判断は、工事への着手が予定されているときに行う再評価ではありますが、仮に、その後の現実の工事着手の時期に変更があったとしても、再評価時点の判断が否定されるものではありません。（仮に着手がなされなかった場合は、5年経過後に「5年に一度の再評価」を実施することになります。）
- ②なお、石木ダム建設事業におきましては、工事に関しましては長崎県の主体事業となっておりますが、長崎県は、平成25年度末に県道付替工事の請負契約を締結されており、その後も継続的に工事が進められておりますので、現実の工事着手が行われたものと認識しております。
- ③今年度（平成29年度）は、平成24年度から5年経過を迎える年ではありますが、現在のところ、厚生労働省からは、来年度の国庫補助の継続に際して「5年に一度の再評価」の実施の要請等はあっていない状況です。

(以下、省略した)

聞

THE NAGASAKI SHIMBUN

2008年(平成20年)7月24日 木曜日 (日刊)

長崎新聞

発行所

長崎新聞社

長崎市茂里町3-1 〒852-8601

編集局 844-2111
 営業部 844-2114
 報道部 844-2120
 メディア編集部 844-4874
 広告局 844-5063
 販売局 844-5261
 総務局 844-2112
 読者サービス委員会 844-2139
 長崎新聞文化ホール 844-2121
 アド長崎新聞 846-0676
 佐世保編集(0956)22-9145
 佐世保販売(0956)22-2291
 www.nagasaki-np.co.jp/
 ©長崎新聞社2008

7月24日(木)
(先負・旧暦6月22日)

県産品宣言。

12 
2009年 創刊120周年

石木ダム 県が初の事業工程案

来年度から
8年で完了
きょう地元説明会

【東彼】県と佐世保市が東彼川棚町に計画し、地元地権者の反対で着工のめどが立たない石木ダム問題で、県が二〇〇九年度から八年間でのダム事業完了を目標とする工程案をまとめ、二十四日に同町で開く事業説明会で公表することが二十三日分かった。県と同市はこれまでダムの完成目標年度を示したことはあつたが、工事スケジュールを明示するのは初めて。

反対地権者「無駄」と反発

説明会は、同市の計画取水量の見直しで県が〇七年にダム規模を縮小したことを受け、新たに策定したダム計画を町民に周知しようとした。

県石木ダム建設事務所によると、〇九年度に予定地周辺の付け替え道路工事に着手。付け替え道路はダム下流の石木郷から上流の木場郷まで延びる一般県道嬉野川棚線を含む計六線。同年度は、ダム容認派住民ら

でつくる委員会が検討中の予定地周辺の町づくり事業も始める計画。

ダム本体の工事は一二年から四年間。それまでに反対地権者の同意を得られない場合について、同事務所は「今は考えていない。同意獲得へ努力するだけ」とする。一五年度から試験湛水(たんすい)を始め、一六年度末に完成を目指す案。松尾弥太郎同事務所長は「公共事業は通常、工程が

示されるもので、石木ダムも同様。建設推進派からの要望もあつてまとめたが、反対地権者に圧力をかける意図はない」と強調。

一方、水没予定地の十三世帯でつくる石木ダム建設絶対反対同盟の岩下和雄さん(六三)は「地元同意を得た上で工事に取り掛かるのが公共事業。われわれが反対している以上、付け替え道路を造ったとしても虫食

状態になるだけ。無駄な計画を立て、無駄な税金を使って誰が責任を取るのか」と反発を強めている。

石木ダム工程案

県、地元川棚で説明会

7/25 長

反対派は出席せず

県と佐世保市が石木ダムの事業工程案を発表した説明会
＝川棚町公会堂

【東彼】地元地権者の反対で着工のめどが立たない

東彼川棚町の石木ダム問題で、事業者の県と佐世保市は二十四日、同町公会堂で事業説明会を開き、二〇〇九年度から八年間でのダム事業完了を目標とする工程案を初めて発表した。

説明会には地元住民ら約百二十人が参加。石木ダム建設絶対反対同盟は「関係ない」として出席しなかった。

県はまず、同市の計画取水量見直しに伴う〇七年の

ダム規模縮小を受け、新たに策定した事業内容を説明。その後、一六年度を最終完成目標とするダム本体、付け替え道路、予定地周辺の地域振興事業、試験湛水(たんすい)ーの各工程案を示した。

付け替え道路は、ダムに沿って延びる一般県道嬉野川棚線(改良区間約二・六キ)を含む計六線。ダム周辺の地域振興事業と合わせ、来年度から着手予定。ダム本体の工事は一二年程度から四年間で完成させ、一五年度に試験湛水を始めたという。

県石木ダム建設事務所の松尾弥太郎所長は最後に「早期建設に向けて、一つ一つできることから事業を進めていく」と強調した。説明会終了後、同町の男性(六六)は「反対派との話し合いの状況について説明不足。佐世保市は水不足と言いながら、工場や宅地造成をどんどん進めている。(今回の工程案も)反対地権者への配慮に欠けるのでは」と話した。

石木ダム

付け替え道路着工

3/25 長

反対地権者と
トラブル避け 県、事前公表せず

【東彼】県と佐世保市が「ダム建設問題で、県は24日、東彼川棚町に計画する石木 年度内の着工を計画してい



看板やプレハブの設置など付け替え道路の工事に向け準備を進める作業員
—24日午後2時42分、川棚町若屋郷

た付け替え道路の建設工事に着手した。県は「反対地権者とのトラブルを避けたい」として工事開始日の事前公表をしなかった。ダムの建設に反対している地権者も阻止行動はせず、初日は混乱なく終わった。

【27面に関連記事】

ダム建設予定地での本格工事の着手は初めて。反対地権者側は「(1982年に県が機動隊を導入して実施した)強制測量の時と同じ抜き打ちの着工だ」と反発を強めており、近く工事の阻止行動をする予定。付け替え道路をめぐるのは、県は本年度当初予算に工事予算を計上。上半期中の着工を目標にしていたが、国に土地収用法に基づく事業認定を申請するなどしたため、今月まで着工が

ずれ込んだ。県石木ダム建設事務所の松尾弥太郎所長は「もともと早く着工したかった。安全面に最大限配慮して粛々と進めたい」と話した。

一方、反対地権者側は国交省の有識者会議がダム事業検証の新基準を夏をめどに提示する前の着工に「駆け込み的なことはやめてほしい」と反発していた。

初日は午前9時から工事作業員や同事務所の職員ら約30人が集まり作業を開始。道路建設地の旧採石場

“見切り発車”に疑問

難しくなった今後の対話

解説

知事選で石木ダム推進を表明しながらも反対地権者との対話を重視する構えを見せていた中村法道知事だが、そのアプローチもほぼないままに、付け替え道路の年度内着手になぜこだわったのか疑問が残る。

そもそも道路の用地買収は全区間終わっているわけではない。工事が順調に進んだとしても数年後には反

入り口に防護柵を張り、作業時間などを示す案内板を設置した。現場事務所のプレハブも建て、午後5時ごろに作業を終えた。25日から本格的な道路建設に入るという。

付け替え道路は、ダム建設で県道などの一部が水没するのに伴い、県道など6本(総延長約7キロ)を建設。2008年7月に示した事業工程案で最初に取り掛かるとした事業。今回着手した工事(事業費計約2億円)は1月末に業者と契約した。

対地権者の所有する土地にかかってくる。この時に反対地権者の同意を得られていた保証は全くない。むしろ国の事業見直しの検証対象ダムに入り、本体着工を左右しかねない「第三極」の動きにも注視しなければならぬ中にあるのは、見切り発車ともいえる。

県が建設予定地で目に見えるハード事業に手をかけたのは初めてのことで、し

かも反対地権者が「強制測量時と同じやり方」と言うように、抜き打ち的に着手するあたりは、県の手法が驚くほど昔と変わっていないことをよく表している。行政の手続き論としては本年度中の予算執行は既定路線だったといえる。だが県河川課によると予算は新年度に繰り越すことも可能だった。これで反対地権者との対話実現は現実的にはかなり難しくなった。

(報道部・豊竹健二)

7/28 長

山崎

桑井

尾

石木ダム建設問題

知事、反対地権者と面会

県は道路工事を中断

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設問題で、中村法道知事が26日に反対地権者らでつくる「石木ダム建設絶対反対同盟」の岩下和雄さん(63)と初めて面会したことが27日分かった。これまでに地権者に面会を求め続けてきた県は、3月に着手した付け替え道路工事を一時中断している。

道路工事をめぐっては、反対地権者らが座り込むなど阻止行動を続け、ここ2カ月間ほとんど進んでいない。県は事態打開と合わせ、炎天下で座り込みを続ける地権者の健康に配慮するよう

う同町から要望を受けたとして今月中旬、岩下さんに工事を一時中断する代わりに知事との面会に応じるよう提案。岩下さんが受け入れたため、23日から工事をやめている。

知事と岩下さんは佐賀県嬉野市で約1時間半にわたる面会。岩下さんによると、4カ月間にわたる阻止行動の経過や地権者の強い反対意志を伝えたという。

知事は、長崎新聞社の取材に「長年にわたって心配をかけたことに対しておわびを申し上げた。まずは地権者の思いを聞き、引き続き話し合いをしていきたい」と述べた。

道路工事再開のめどにつ

いて、県石木ダム建設事務所(同町)は「今後の状況を踏まえて判断する」としている。

岩下さんは「知事本人と話をする場には今後も出るつもり。ただ、県はダム建設ありきの計画を見直して提示すべきだ。道路工事の再開は認められない」と話した。

(中山雄一、田中祐作)

長 崎 県 新聞

昭和21年12月15日第3種郵便物認

石木ダム建設事業をめぐる経過

1972 年	県が予備調査開始
75 年	国が事業採択
82 年	県が強制測量、地権者が阻止行動
2004 年	佐世保市が計画取水量を 6 万トから 4 万トに 下方修正
07 年	総貯水量 19%減などに計画規模縮小
08 年	16 年度完成を目指す工程案を県が公表
09 年	県と佐世保市が事業認定申請
10 年 3 月	中村法道知事が就任 県が付け替え道路工事に着手
7 月	工事を中断。中村知事が反対地権者と集団面談
13 年 9 月	国が事業認定告示
14 年 7 月	中村知事が 4 年ぶり集団面談 県が土地測量の「立入通知」を反対地権者に送る 中村知事が付け替え道路について「近々着手」と 発言

石木ダム

県発表、4年ぶりに再開

付け替え道路30日着工

14.7.25

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設問題で、県は24日、地元地権者の反対で中断している県道付け替え道路の工事を30日午前から再開すると発表した。再開すれば2010年7月以

付け替え道路は、ダム建設時に水没する県道嬉野川棚線の替わりとなる道路で、権者から買収したダム下流

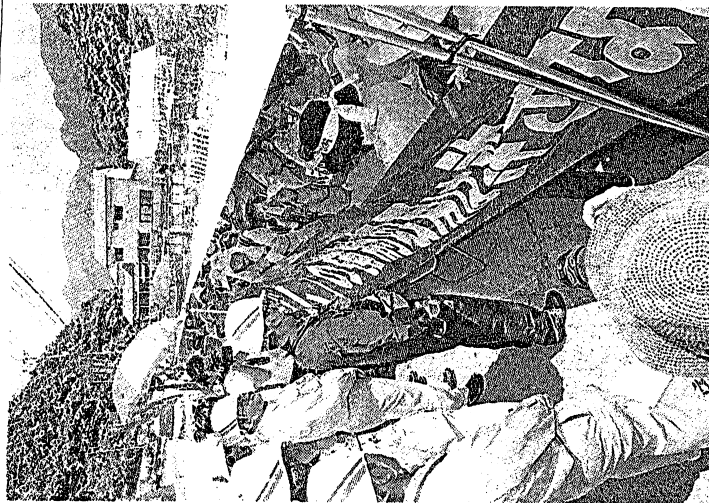
部の620戸。県は「（予定は、県は10年3月に同じ区算執行期限の）本年度内に間を着工しようとしたが、完成させるには、適正な工期を確保しなければならぬ」として着工を決めた。しかし残り区間には反対地権者の所有する土地が含まれ、難航が見込まれる。県土木部の浅野和広部長は24日の会見で「一日も早く着工してほしいとの声もある」「上流部の振興に必要」と強調。反対地権者の阻止行動があった場合については「（警察動員など）強権的な対応は現時点で考えていない」とした。

付け替え道路をめぐる経過

浅野部長は「話し合いをする立場は全く変わらない」と述べた。（緒方秀一郎）

工事現場への立ち入りを阻止する反対地権者

川棚町(田中葵樹撮影)



石木ダムの付け替え道路
ダム建設に伴い水没する県道や町道の替わりに、ダム周囲に道路6本(総延長6940m)を設ける計画。県は、2010年3月からダム本体下流で県道分3160mのうち賛成地権者から買収済みの620mについて着工を試みたが、地権者の阻止行動を受け7月に中止した。

石木ダム 長崎

県、道路着工できず

反対派が阻止 きょうも試み

14.7.31

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業で、県は30日午前と午後の2回、ダム建設に伴う付け替え道路の工事に着手しようとしたが、反対地権者が工事現場への立ち入りを実力で阻止した。県はこの日の工事を見送った。工事現場付近は反対地権者の怒号が飛び交い、騒然となった。県は31日以降も現地を訪れ、着工を試みる。

【27面に関連記事】

県は道路建設に向けた関連予算が繰り越しとなっていることから、できるだけ早い段階に着手し、予算執

行期限内の本年度内に発注分を完成させたい考え。

しかし反対地権者側は「必要のないダムのための道路建設は税金の無駄遣いだ」と反発しており、今後、工事の強行に踏み切れば、さらなる衝突や対立の深刻化が懸念される。

午前9時、県石木ダム建設事務所の古川専所長ら職員と業者計約20人が建設予定地に到着すると、集まった反対地権者ら約60人は工事車両が出入りするゲート前をふさぎ、「帰れ、帰れ」とシニアレヒコール。古川所長は「着手するのは買収済

みの区間。通路を開けてください」と協力を求めたが、反対地権者は「無駄な道路。何が何でもやりたいなら、機動隊を連れてこい」と譲らず、押し問答は約30分続いた。午後1時半からも説得を試みたが状況は変わらず、職員は約30分で引き揚げた。

県が付け替え道路の建設工事に着手しようとするのは2010年7月以来。4年前の着手時は1982年の機動隊を導入した強制測量時と同じく抜き打ち的に着手したが、今回、県は着工日時を反対地権者に知らせた。(豊竹健二)

(1) 2014年(平成26年)8月8日 金曜日 長崎

県が妨害禁止仮処分

地裁佐世保

石木ダム道路工事で申請

県と佐世保市が東彼川棚町に計画している石木ダム建設事業をめぐる、県は7日、付け替え道路の工事着手を実力で阻止されたとして、反対地権者らに対し通行妨害禁止を求める仮処分を長崎地裁佐世保支部に申し立てた。県は地裁の判断が出るまで道路着工を見合わせる方針だが、反対地権者らは再開されればあらためて阻止する構え。県によると、同事業について、司

法手続きに入るのは初めて。県によると、仮処分申し立ての対象は工事現場入り口前で阻止行動をする反対地権者や支援者ら約50人のうち、人物が特定できたとする23人。仮処分が決まった場合、テントや椅子などの撤去が期限内に進まなければ地裁の執行官が撤去する。一方で人を強制的に移動させる権限はなく、仮処分が決定しても、にら

み合いが続く可能性もある。浅野和広・県土木部長は同日、県庁で記者会見し、「付け替え道路の予定地は県が買収済み」と強調。仮処分申し立てを決めた背景について「7月30日から」

説得を進めてきたが、膠着(こうちゃく)していた。事業に賛成の地権者からは早くダム工事に着手してほしいとの要請もあるため、司法の判断を仰ぎたい」と

説明した。

仮処分申し立てとは別に、ダム本体工事に向けた土地の強制収用も可能になる裁決申請の期限が約1カ月後に迫ったことについては「現時点で申請するかは白紙。ぎりぎりまで話し合いを続けたい」と従来の見解を示した。

川棚町では7日も反対地権者ら約30人が現場で阻止行動を展開。県石木ダム建設事務所の古川章所長が仮処分申し立てと工事中断を反対地権者らに告げた。

反対地権者の代表格、岩下和雄さん(67)は「私たちの結束の強さで工事を止めさせた。地裁がどんな判断を出しても、工事が再開されれば体を張って阻止する」と話した。

(緒方秀一郎、宮崎智明)

長

崎

新

聞

15.5.20

昭和21年12月15日第3種郵便物

付け替え道路工事の中止を訴え
県担当者（左）の立ち入りを阻
む反対地権者ら＝19日午前9時
46分、川棚町（山口隆行撮影）



石木ダム 付け替え道路

県、きょうも説得試み

県と佐世保市が、東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業で、
県は19日、ダム建設に伴う付け替え道路工事再開を試みたが、反
対地権者らに阻止され、同日の着工を見送った。県は20日以降も
再開を試みる。

【23面に関連記事】

再着工反対派が阻止

この日は午前と午後の計
3回、県石木ダム建設事務
所や県河川課の職員、工事

業者が現場を訪れた。説得
に当たると、無言のま
ま工事車両の出入りをふさ
いだ。いずれも10分程度で
県側が引き揚げたため混乱
はなかった。

今回着工予定の付け替え
道路は、県道部分の総延長
3160mのうち620
m、工事中で消化できな
かった昨年度予算の繰り越
し分を充てる。工期は8カ
月の見通し。予算の再繰り
越しができないため、遅く
決定した。

同事業をめぐって県は、
反対地権者ら13世帯のうち、
4世帯の自宅敷地を含む約
3万平方メートルについて、強制
収用につながる裁決申請へ
の準備を進めている。この
うち1世帯と別の3世帯の
農地計約5500平方メートルに
ついては昨年9月、県収用
委員会に裁決申請。近く裁
決の可否が決まる見通し。
(川邊壮一朗)

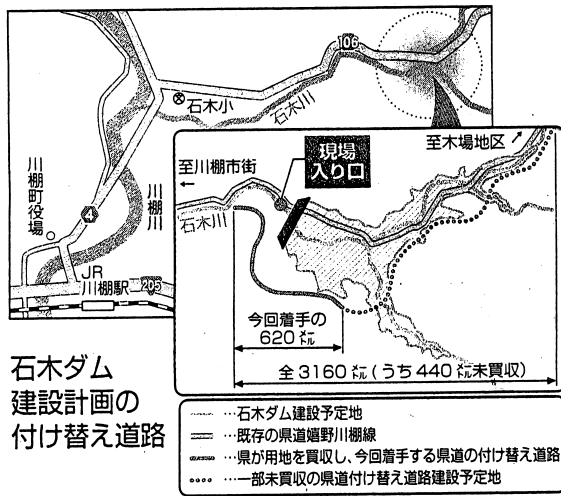
今回も持久戦の様相

約10カ月ぶりに
再開された県の
石木ダム建設に伴う付け替
え道路の工事着手は、これ
まで同様、初日から県、反
対派住民双方とも歩も引
く様子はなく、早くも持久
戦の様相を呈している。

県は今回、通行妨害禁止
の仮処分決定という「司法
のお墨付き」を得て、着手
を目指している。急ぎたい
背景には、工事予算約1億
7300万円の大半を執行
できる。

一方、反対派も16人の仮
処分決定を受けて人物特定
されないよう顔を隠し、ひ
と言も発しない抗議に出た。
「付け替え道路はダム建設
がなければ造る必要のない
無駄な道路」と反発してい
り、ダムの必要性の議論を
おさなにしたままの着手
には徹底抗戦する構えだ。

県は前回、着手日時を反
対派に知らせたが、今回は
一入れる時に入る」と抜き
打ち的な着手をにおわせる
。住民サービスをすすめる
行政が、住民の疲弊を待ち
の間隙（かんげき）を縫って
行動するという異様な光景
がこれから繰り広げられよ
うとしている。



石木ダム
建設計画の
付け替え道路

(報道部・豊竹健二)

(第3種郵便物認可)

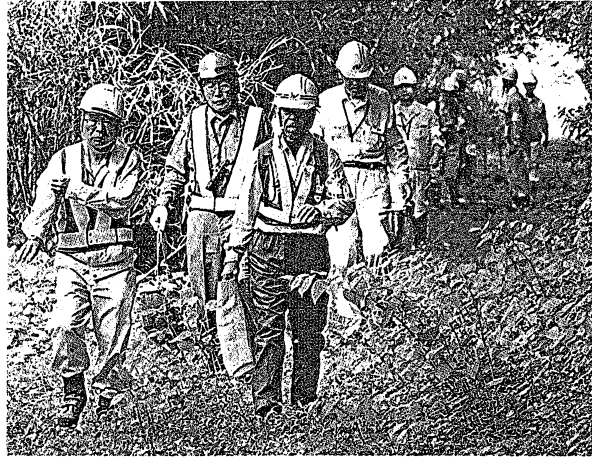
15. 6. 13

長

山崎

業

石木ダム道路工事着手



反対派「また不意打ち」

早朝に重機搬入 県、安全面を考慮

反対地権者のいない12日早朝、県が東彼川棚町の現場に重機などを運び込んで着手した石木ダム付け替え道路工事。反対派は「抜き打ちだ」と反発を強めた。工事は約5年ぶりに進展したが、いったん現場に入った県職員らは反対派の阻止行動を受け、正面ゲートではなく、脇道からの退出を余儀なくされた。

付け替え道路の着工後、反対地権者に正面ゲートからの退出を阻まれ、脇道から出てくる県職員や作業員12日午後4時6分川棚町中島崇雄撮影

県は、付け替え道路をめぐり、2010年3月にも反対派への事前説明なしに着工。阻止行動を受け、工事は約4カ月で中断した。反対派は今回、県が工事再開しようとした5月19日以降、工事がある日は午前9時から正門ゲート前に張り込み、県職員らの進入を阻んできた。正面ゲートは車や重機を入れることができる唯一の出入り口。

この日午前5時ごろ県職員が進出した後、知らせを聞き付け反対地権者らが正面ゲート前に集まったのは午前8時すぎだった。

県が着手したのは、建設予定地に5年間で生えた草木の伐採。工事現場に近い山中からは、草刈り機の機械音が聞こえ、伐採した草木を運ぶショベルカー状の重機が垣間見えた。県河川課によると、同日は工事区

間620坪のうち、100坪の伐採が済んだ。

石木ダム建設事務所の古川章所長は午後3時半すぎ、ほかの県職員や作業員ら17人と事務所に帰ろうとしたが、正面ゲート前で手を組む反対派約20人の壁に阻まれ、約30分後、現場に重機や車を置いたまま脇道を通って出てきた。

反対地権者の一人は「また不意打ちだ。(正面ゲート前に立ち続けるなど)自分たちにできることをして、必要のないダム建設を中止に追い込むしかない」と語気を強めた。

一方、推進派の一人は「着手できたことはよかった」と評価した上で、「県は今回引き下がってはいけいない。反対運動が長引くだけ」と注文を付けた。

古川所長は反対派に通知しないまま機材を運び入れた理由について「鎌など刃物もあり、もみ合いになってけがしないよう安全面を考えた上での措置」と強調。工事が本格化する7、8月にはブルドーザーや大型ダンプを入れる必要がある。あくまで正面からの出入りを求めていく」と話した。

(緒方秀一郎、川邊壮一郎)

(第3種郵便物認可)

15. 8. 29 西日本

ダム事業
石木水利

再評価の必要性否定

市長「大きな社会変化ない」

佐世保

県と佐世保市が川棚町に計画する石木ダムの利水事業の再評価について、朝長則男市長は、28日の記者会見で「前回の再評価から大きな社会変化はなく、しっかりといいのではないかと述べて、実施を否定した。



記者会見する朝長則男
佐世保市長

同ダムの県の再評価を行う県公共事業評価監視委員会は「治水の妥当性を問い、佐世保市の利水事業は問わない」立場。このため、地元市民団体が市に利水面の再評価を求めている。再評価は県、市とも5年をめどに実施。県公共事業評価監視委は2011年度と完成時期の変更に1年前倒しされた本年度も事業継続を認めた。市の再評価は市水道局の上下水道事業経営検討委員会などが担当。04年度と事業計画変更で2年前倒しの07年度、12年度とも事業継続を認めた。水道局によると、国の基準では工事に着手した場合、10年間は再評価の必要はない。13年度の県道付け替え契約を工事着手とみなしており、今回の再評価は22年度になるという。ただ、県公共事業評価監視委は反対する地権者と話し合いを求めている。朝長市長は「今は法律に定められた手続きに入っている。その中で解決する」と述べるにとどめた。(坂本公司)

2015 (平成27) 年 8 月 29 日

毎日新聞

ダム事業
石木水利
再評価「必要ない」佐世保
市長会見市民団体の要請に
15. 8. 29

佐世保市の朝長則男市長は28日の定例記者会見で、市民団体が求める石木ダム事業(川棚町)の再評価を実施しない意向を示した。石木ダムは佐世保市への給水と川棚町の治水を目的に県と市が計画。2016年度から22年度に完成時期を変更したことに合わせ、県公共事業評価監視委

「ないので必要ない」と回答。谷本薫治水道局長は水需要予測について「厚労省の要項に基づく12年度の再評価で、お墨付きを得ている。現時点で再評価は考えていない」と述べた。まもり隊に正式な回答は届いていない。松本美智恵代表は取材に「同じダムなのに県と対応が異なる。市はきちんと説明すべきだ」と話した。

【梅田啓祐】

事務連絡
平成 24 年 5 月 21 日

各都道府県衛生行政（事業評価関係）担当者 様

厚生労働省健康局水道課

平成 25 年度水道施設整備費国庫補助事業に係る事業評価等のヒアリングについて

標記については、平成 24 年度に事業評価等を行う事業につき、平成 24 年 4 月 20 日付け事務連絡で、評価委員会等へ提出する資料の提出をお願いしているところです。これらの事業のうち、ダム等事業水源開発にかかる調査対象事業（別表参照）については、事前に把握することを目的として、下記によりヒアリングを行うこととしますので、関係者の方々との日程調整を別紙により、よろしくお願いします。提出資料については、下記（１）～（５）のとおり提出をお願いするものですが、現段階で整理されているもので結構です。

なお、別表の他にも、貴都道府県下において平成 24 年度に事業評価を行うこととなりうるダム関係事業に係る案件等がありましたら、下記提出期限までに水道課（下記連絡先）まで対応につきお問い合わせください。

記

- 1 調査対象・・・個別には別表
平成 24 年度に再評価（平成 25 年度予算に係るもの）の対象うち下記のもの
（１）水道水源開発等施設整備費（ダム、堰、水路の施設に係るもの）
（２）簡易水道等施設整備費（ダム等水源開発に係るもの）
- 2 ヒアリング実施方法
出席：都道府県補助事業担当者及び補助事業実施事業者担当者（両担当の出席を必ずお願いします。）
場所：厚生労働省健康局水道課内又は庁舎内会議室
- 3 提出資料について
（１）事業評価調査表
（２）再評価概要様式（Ａ３版）及び事業認可概要様式
（３）再評価概要データ諸元表（補助事業実施事業者が水道用水供給事業者の場合は受水団体ごとに作成してください）
（４）水需要予測概要
（５）その他
・新聞記事（渇水、ダム等）、パンフレット（ダム、事業体等）等
・図面（ダム・河川・取水地点・浄水場等の水道施設の位置を明確に記したもの）
・当該都道府県における各種上位計画（水道整備基本構想、広域的水道整備計画、県の長期水需給計画、水資源開発基本計画（フルプラン）等）の概要・相互関係フロー等を整理した資料
- 4 提出期限について
・日程調整表（別紙） 平成 24 年 5 月 25 日（金）まで
・上記提出資料のうち（１）～（４） 平成 24 年 6 月 8 日（金）まで
・上記提出資料のうち（５）その他の資料 ヒアリング当日にご持参ください。

（連絡先） 厚生労働省健康局水道課 水野、金縄
TEL（代） 03-5253-1111（内 4014）
ダイヤル 03-3595-2368
FAX 03-3503-7963

（その他、関係水道事業者等の調整につき、疑義がありましたら、水道課まで、ご連絡ください。）

参考資料Ⅱ

復命書

平成24年 6月25日

佐世保市水道事業及び下水道事業
管理者 川久保 昭 様

事業部長 田中 英隆
水道計画室長 川野 徹
水道計画室主査 坂口 康之

平成24年6月22日～23日に東京都へ出張しましたので、その結果を下記のとおり報告します。

記

1. 出張目的
- 平成25年度水道施設整備費国庫補助事業に係る事業評価等のヒアリングについて
2. 場 所
- 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省仮設第1会議室（C駐車場）
3. 日 程
- 平成24年6月22日（金）13：30～
4. 内 容
- 別紙資料に沿って内容説明
（1）事業評価調査表
（2）再評価概要様式及び事業認可概要様式
（3）再評価概要データ諸元表
（4）水需要予測概要
（5）その他

5. 報 告

厚生労働省が、全国の水道水源開発国庫補助対象事業の再評価対象自治体の現状を把握するためのヒアリングを受けたもの。

- ①本市の前回再評価以降の経過（主に以下の事項）を報告。
- ・平成21年11月に申請を行った事業認定手続きの経過について

・平成21年12月から始まった国によるダム検証について
（平成24年6月11日に事業継続の方針決定）

・長崎県議会、佐世保市議会の動きについて
（共に平成23年7月に推進決議を行い要望活動を行っていることなど）

・現在の用地取得の状況について
（全体の約8割の世帯に同意を頂き移転が完了していることなど）

・水需要の動向について
（平成19年度の渇水、近年の経済情勢を背景とした水需要の推移など）

②提出資料の内容説明。（※別添資料参照）

以 上

THE

THE NAGASAKI SHIMBUN

2008年(平成20年) 7 月 24 日 木曜日 (日刊)

長崎新聞

発行所
長崎新聞社
長崎市茂里町3-1 〒852-8601

編集長 市外局番095
844-2111
編集 内 844-2114
報道 本 844-2114
メディア編集部 844-2120
広告 局 844-4874
販売 局 844-5063
総務 局 844-5261
読者サービス委員会 844-2112
844-2139
長崎新聞文化ホール 844-2121
アド長崎新聞 846-0676
佐世保編集(0956)22-9145
佐世保販売(0956)22-2291
www.nagasaki-np.co.jp/
©長崎新聞社2008

7月24日(木)
(先負・旧暦6月22日)

県産紙宣言。

12

2009年 創刊120周年

石木ダム 県が初の事業工程案

来年度から
8年で完了 きょう地元説明会

【東彼】県と佐世保市が東彼川棚町に計画し、地元地権者の反対で着工のめどが立たない石木ダム問題で、県が二〇〇九年度から八年間でのダム事業完了を目標とする工程案をまとめ、二十四日に同町で開く事業説明会で公表することが二十三日分かった。県と同市はこれまでダムの完成目標年度を示したことはあったが、工事スケジュールを明示するのは初めて。

反対地権者「無駄」と反発

説明会は、同市の計画取と開催。事業工程案は、同水量の見直しで県が〇七年市が利水計画で一七年度とにダム規模を縮小したことを受けて、新たに策定したダム計画を町民に周知しようとした。

県石木ダム建設事務所に
よると、〇九年度に予定地
周辺の付け替え道路工事に
着手。付け替え道路はダム
下流の石木郷から上流の木
場郷まで延びる一般県道
野川棚線を含む計六線。同
年度は、ダム容認派住民ら

でつくる委員会が検討中の
予定地周辺の町づくり事業
も始める計画。
ダム本体の工事は一二年
度から四年間。それまでに
反対地権者の同意を得られ
ない場合について、同事務
所は「今は考えていない。同
意獲得へ努力するだけ」と
する。一五年度から試験湛
水(たんすい)を始め、一六
年度末に完成を目指す案。
松尾弥太郎同事務所長は
「公共事業は通常、工程が

示されるもので、石木ダム
も同様。建設推進派からの
要望もあつてまとめたが、
反対地権者に圧力をかける
意図はない」と強調。
一方、水没予定地の十三
世帯でつくる石木ダム建設
絶対反対同盟の岩下和雄さ
ん(二)は「地元同意を得た
上で工事に取り掛かるのが
公共事業。われわれが反対
している以上、付け替え道
路を造ったとしても虫食

状態になるだけ。無駄な計
画を立て、無駄な税金を使
って誰が責任を取るのか」
と反発を強めている。

> 社民党や「自治研」の方々、大変ご苦労さまでした。

>

> 「13世帯の生活を根底から破壊する暴力を

> 県が振るっていいのか」

>

> この県民世論をさらに大きくしましょう！

>

>

> MLホームページ: <https://www.freeml.com/renrakukai-ishiki>

>

>

> 抽選でAmazonギフト券が当たる！

> ★定年後の生き方やこだわりについて話そう★

> <https://ad.atown.jp/adserver/cp?sid=8780b&did=6232&emid=&u1=>

>

[freeml byGMO]--

>

> あなたの街のチラシがいつでも無料で見放題！

> チラシをクリックしてチラシが拡大されたらポイントゲット♪

> まずはかんたん登録♪ -ポイントタウン-

> <https://www.pointtown.com/ptu/rd.cgi?cid=8912>

>

>

MLホームページ: <https://www.freeml.com/renrakukai-ishiki>

ロート製薬の『セノビック』で成長期のお子様を応援！

WEB限定・先着1000名様限定で約5日分の【500円モニター】を募集中！

累計販売数1000万個

<https://ad.atown.jp/adserver/cp?sid=87e4d&did=3f57&emid=&u1=>

>

[freeml byGMO]--

あなたの街のチラシがいつでも無料で見放題！

チラシをクリックしてチラシが拡大されたらポイントゲット♪

まずはかんたん登録♪ -ポイントタウン-

<https://www.pointtown.com/ptu/rd.cgi?cid=8912>

平成21年1月26日(月)

水源確保対策 特別委員会資料

報告事項

- 1 石木ダム建設事業について
 - ① 石木ダム建設事業概要
 - ② 石木ダム建設事業の経緯
- 2 その他

水道局

二級河川・川棚川水系 川棚川総合開発事業

石木ダム



長 崎 県



③生物に係る環境(動物、植物 など)への保全措置

生息地の一部が無くなる貴重な動物や植物は、学識者の指導、助言を受けながら、移植等を行います。



ゲンジボタル



エビネ



これらの貴重な動植物
を事業区域外に移植

④人と自然・文化的環境(景観、歴史的文化的環境 など)への配慮

八武岩板碑(石塔)等の文化財については、関係機関等と協議を行い、移設や記録保存等の実施可能な範囲内でその保全対策に努めます。

⑤環境負荷(廃棄物)への配慮

工事の実施により、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、脱水ケーキや伐採木が発生するため、これらの再利用に努めます。

○事後調査

環境への影響予測の不確実性の大きい選定項目について、環境保全措置を講じる場合、又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合において、環境の変化が著しいものとなるおそれがあるときは、工事中及びダム完成後において環境の状況を把握するための事後調査を行います。

事後調査項目は、「水質(水温、富栄養化等)」「植物(ツクシトウキ、ヒメウラジロ等)」「動物(クロサナエ、ゲンジボタル等)」としています。なお、事後調査の結果は、適切な時期に公表を予定しています。

事業の工程(予定)

21年度から開始

工 種	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
堤体工					ダム本体工			
付替道路								
水源地域整備								
試験湛水								

○
完成

(目標平成28年度)

参考資料Ⅳの②

◆長野委員

石木ダム建設の経緯についてであるが、佐世保市が三川内町のテクノパークへの企業誘致がなかなか進まないのは、安定した水の供給ができないのも一つの原因ではないかと私は思う。

石木ダム建設事業は、今日までもう三十七、八年から40年ぐらいを経過している。その間、川棚町の対象地域の皆さんには大変迷惑をかけている。佐世保市も水資源の安定確保についてずっと考えている。

そういう中で、平成20年から、どうしても解決しなければならないということで、県、市、町では、かなりいろんな運動をされた。大方の見方として、石木ダムに関しては、どちらにしろ、ある程度片をつけなければならないと思う。

事業の工程を県から出されたが、この15ページの1年目というのは、この前の工期日程では平成21年という話であったが、1年目の年度はいつか。

◎吉村水道局長

1年目は、平成21年度からである。

右下の方に完成目標平成28年度と書いてある。